

葉 情 審 第 5 号  
令和7年5月14日

葉山町教育委員会（諮問実施機関） 様

葉山町情報公開審査会  
会長 大久保 龍太

葉山町情報公開条例第15条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年1月28日葉教総第49号による次の諮問について、別紙のとおり答  
申します。

答 申

令和 7 年 1 月 28 日付葉教総第 49 号により葉山町教育委員会から諮問された、令和 6 年 9 月 9 日付の情報非公開決定（情報不存在決定）処分に対する審査請求について（以下「本件諮問」という。）、次のとおり答申する。

第 1 答申

本件諮問にかかる情報非公開決定（情報不存在決定）処分は妥当である。

第 2 理由

1 本件諮問の内容及び経緯

審査請求人は、葉山町教育委員会に対し、令和 6 年 9 月 3 日付で、令和 6 年 8 月 5 日開催の教育委員会議の録音データ（以下「本件データ」という。）について、葉山町情報公開条例（以下単に「条例」という。）第 4 条第 1 項に基づいて情報公開請求を行った。葉山町教育委員会は、令和 6 年 9 月 9 日付で、「会議録作成後、録音データを消去しているため」と理由を付した上で、情報非公開決定（情報不存在決定）処分をした（以下「本件処分」という。）。審査請求人は、本件処分を不服として令和 6 年 12 月 6 日付で審査請求を行った。本件諮問はこの審査請求にかかるものである。

2 審査請求人の主張要旨

令和 6 年 12 月 6 日付審査請求書・審査請求理由書、令和 7 年 2 月 3 日付反論書によれば、審査請求人の主張要旨は次のとおりである。

(1) 情報不存在決定の理由不備

不存在決定通知書における「情報が存在しない理由」は、「会議録作成後、録音データを消去しているため」との記載にとどまり、本件データをいつ消去したのかについての具体的記載がない。実施機関は、具体的な日にちも含めた事実経過を明らかにすべきである。

教育委員会会議で会議録が確定される前に本件データを消去していると

いう、実施機関の説明は不合理である。

(2) 行政情報としての録音データの管理の在り方

全文筆記の会議録は規則上で要求されていなくても、作成されているという事実がある。教育委員会での会議録の承認にあたり教育委員から会議録での発言が不正確であるという主張を受けた場合は、教育委員会事務局は録音データを確認することが想定されることから、定例会前に先月の定例会の録音データを消去してしまうことは許容されない。町民が会議録の記載が正確かつ適正になされているか検証できるようにするため、教育委員会での会議録承認後も一定期間は録音データを保存するべきである。

3 実施機関の主張要旨

令和7年1月22日付け弁明書によれば、実施機関の主張の要旨は次のとおりである。

(1) 情報不存在の理由

本件データは、情報公開請求のあった令和6年9月3日時点で既に消去している。

(2) 会議録の取扱い

教育委員会の会議録は、その記載事項について、葉山町教育委員会会議規則(以下「教育委員会規則」という。)第18条で定められており、その内容は、同条第4号「教育長等の報告の要旨」、第5号「議題及び議事の大意」及び第7号「質問又は討論をした者の氏名及びその要旨」となっているため、全文筆記を行う必要はないが、記録を充足させるために、要点筆記ではなく全文筆記を行っている。

葉山町文書管理規程において録音データに関して定義されていないことから、その保存期間についても特段の定めはない。録音データは審議の参考にするためではなくあくまでも全文筆記の会議録を作成するための一時的、補助的なツールとして用いているに過ぎない。

#### 4 当審査会の判断

審査請求人が情報公開請求の対象とする本件データは会議録の録音データであるところ、当該録音データは、条例第2条第2項本文の「実施機関の職員が職務上作成し…た…電磁的記録（…）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」にあたりと解される。

その上で、本件処分を取り消すには本件データが現に存在していることが前提となるが、令和7年3月17日、当審査会が教育委員会教育総務課にて同課管理にかかるコンピュータ及びICレコーダーのデータの保管状況を調査した限り本件データは見当たらなかった。なお、いつ消去されたのかは確認できなかった。

本件データが現に存在しない以上、本件処分は結論において妥当というほかない。よって前述のとおり答申する。

#### 5 付言

##### (1) 情報不存在決定の理由付記

条例第9条第2項は、「公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき（…公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。）は、…公開請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。」と定めているが、その趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える点にある。このような趣旨に鑑みれば、当該情報を消去したことにより保有しない状態となった場合、単に「消去したため」では理由としては不十分であり、消去した日にち等具体的事実、経緯・理由などについても可能な限り説明することが求められるというべきである。なぜなら、単に「消去したため」だけで理由の記載として事足りるとすれば、行政情報の管理の在り方について恣意的な運用を許し、条例自体の存在意義を骨抜きにするおそれがあるからである。

本件において、実施機関は、「情報が存在しない理由」を「会議録作成後、録音データを消去しているため」と記載するのみであり、いつ、どのような意図で、あるいはどのような運用に基づいて消去したのかなどについて一切の説明をしておらず、条例第9条第2項が求める「理由」として不十分であったというべきである。

## (2) 録音データの管理の在り方

実施機関は、会議録の記載事項は、教育委員会規則第18条で「教育長等の報告の要旨」(第4号)、「議題及び議事の概要」(第5号)、「質問又は討論をした者の氏名及びその要旨」(第7号)と定められていること、録音データは、審議の参考にするためではなく、あくまで全文筆記の会議録を作成するための一時的、補助的なツールであると主張する。

しかし、目的からみたときの録音データの位置付けはともかくとして、現に行政情報として成立している以上、行政機関として適切な管理が求められることはいうまでもない。

本件データに基づき作成された会議録案は、教育委員会会議における承認手続きを経て確定されるものであるところ、仮に承認前の段階で会議録案の内容に疑義が生じた場合、当然、本件データの内容が重要となるはずであるから、承認手続前の段階で本件データを消去するのは、条例の趣旨・目的に照らして明らかに適切性を欠くというべきである。

実施機関に対しては、会議録の承認手続に至るまでの録音データ、その他葉山町文書管理規程による保存期間の定めのない行政情報であっても、当該行政情報の意義や性質を踏まえた適切な管理を検討されるよう望むものである。

以 上